

○江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

平成16年11月 1 日

条例第32号

改正 平成17年11月28日条例第33号  
平成18年 9月26日条例第43号  
平成19年12月19日条例第23号  
平成20年 9月22日条例第32号  
平成21年 6月26日条例第31号  
平成21年11月27日条例第39号  
平成22年11月24日条例第14号  
平成26年 2月28日条例第 3号  
平成26年12月 8日条例第45号  
平成28年 2月26日条例第 2号  
平成28年 3月14日条例第13号  
平成28年12月15日条例第23号  
平成30年12月14日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 410,000円
- (2) 副議長 月額 355,000円
- (3) 議員 月額 325,000円

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、就職の当月分から退職し、失職し、又は死亡した当月分までを支給する。

ただし、月の中で新たに就職し、若しくは退職し、失職し、又は死亡したとき及び議長又は副議長に月の中で異動があったときは、その当月分の議員報酬は、日割計算により支給する。

2 議員報酬は、毎月末日までにその月分を支給する。ただし、退職し、失職し、又は死亡したときは、その都度支給する。

(費用弁償)

第4条 議長、副議長及び議員が公務のため、本市の区域外に旅行したときは、その旅行について、費用弁償として江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成16年江田島市条例第36号）に定める旅費を支給する。

2 議員が招集に応じ、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び江田島市議会会議規則（平成16年江田島市議会規則第1号）第159条第1項及び第2項の規定により設けられた協議又は調整を行うための場に出席したときは、1日当たり1往復の運賃を限度として、費用弁償を支給する。

3 前項の費用弁償の額は、議員の住居と参集場所との間を最も経済的かつ合理的経路により往復した場合の距離に1キロメートル当たり38円を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を限度とする。ただし、往復距離が1キロメートル未満である場合は、支給しない。

(期末手当)

第5条 議長、副議長及び議員には、一般職の職員の例により期末手当を支給する。ただし、江田島市一般職の職員の給与に関する条例（平成16年江田島市条例第39号）第26条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の222.5」とし、同条第5項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15とする。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年11月28日条例第33号）

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行し、改正後の第2条の規定は、平成17年11月1日から適用する。

附 則（平成18年9月26日条例第43号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給されたものは、この条例による改正後の江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給されたものとみなす。

附 則（平成19年12月19日条例第23号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正前の江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて平成19年12月1日からこの条例の施行の日までの間に議会の議員に支払われた期末手当は、改正後の江田島市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

附 則（平成20年9月22日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則（平成21年6月26日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年11月27日条例第39号）

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年11月24日条例第14号）

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月8日条例第45号）

（施行期日等）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。ただし、第1号に掲げる改正規定は、平成26年12月1日から適用する。

(1) 第1条の改正規定 公布の日

(2) 第2条の改正規定 平成27年4月1日

（期末手当の内払）

2 第1条の規定による改正前の江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて平成26年12月1日から公布の日の前日までの間に議会の議員に支払われた期末手当は、第1条の規定による改正後の江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成28年2月26日条例第2号）

（施行期日等）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。ただし、第1号に掲げる改正規定は、平成27年12月1日から適用する。

(1) 第1条の改正規定 公布の日

(2) 第2条の改正規定 平成28年4月1日

（期末手当の内払）

- 2 第1条の規定による改正前の江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて平成27年12月1日から公布の日の前日までの間に議会の議員に支払われた期末手当は、第1条の規定による改正後の江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成28年3月14日条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月15日条例第23号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。ただし、第1号に掲げる改正規定は、平成28年12月1日から適用する。

(1) 第1条の改正規定 公布の日

(2) 第2条の改正規定 平成29年4月1日

（期末手当の内払）

- 2 第1条の規定による改正前の江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて平成28年12月1日から公布の日の前日までの間に議会の議員に支払われた期末手当は、第1条の規定による改正後の江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成30年12月14日条例第30号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「第1条の規定による改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 第1条の規定による改正前の江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて平成30年12月1日から公布の日の前日までの間に議会議員に支払われた期末手当は、第1条の規定による改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。